

件名	愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例
主管課	職員厚生課
根拠法令等	国立大学法人法の一部を改正する法律（令和5年法律第88号）
<p>【改正の概要】</p> <p>上記法律の改正に伴う規定整備（条ズレのみ。実質的な内容変更は伴わない。）</p> <p>○条例附則第12項（抜粋）</p> <p>（改正前）</p> <p>当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準（国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の10第2項に規定する基準をいう。）</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>（改正後）</p> <p>当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準（国立大学法人法第35条の2において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の10第2項に規定する基準をいう。）</p>	
施行日	令和6年4月1日
<p>【その他参考事項】</p> <p>○条例附則第12項（改正箇所）の規定内容</p> <p>国立大学等の職員から県職員となり、国立大学法人に復帰する職員について、国立大学法人の規定で、県での勤務期間を国立大学法人の職員としての在職期間に通算することとされている場合には、県を退職する際の退職手当は不支給とする。</p> <p>○国立大学法人法の改正の概要</p> <p>国立大学法人等の管理運営の改善並びに教育研究体制の整備及び充実等を図るため、運営方針会議の設置、長期借入金等を充てることができる費用の範囲の拡大等の措置を講ずる。</p>	